【別紙２】

鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおける
ＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務契約候補者評価基準

1　基本事項

鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務事業候補者は、当該業務の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとする。

2　審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、「鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務事業候補者選定審査委員会」を設置し、令和９年１月７日（木）の審査会において、事前に提出を受けた提案書類等による審査①と、デモンストレーション及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査②を実施する。審査は審査委員が評価項目ごとに評価を行い、各事業者の評価点は、**各委員評価の合計点**とする。

審査①及び審査②の評価点合計（150 点満点）から判断し、本業務の事業候補者を選定する。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行うものとする。

（１）審査①（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、事前に提出された提案書類及び見積書により、書類審査を実施する。提案書類は、令和８年１２月２５日（金）午後５時までに事前提出するものとし、審査①は審査会当日に審査②と併せて実施する。書類審査による参加者の絞り込みは行わない。

（２）審査②（デモンストレーション及びプレゼンテーション・ヒアリング）

参加資格を確認した全ての事業者に対し、ＰＯＳレジ端末、セミセルフ精算機、自動釣銭機、キャッシュレス決済端末の実機による操作面等を確認するデモンストレーションと、事前に提出された提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

所要時間は１時間程度（デモンストレーション及びプレゼンテーション４５分、質疑１５分程度）とする。

審査の際は、実際に受注した場合に当該業務等を担当する者が行うものがプレゼンを行い、作業管理者等の業務に係る他２名の３名までの出席とする。

デモンストレーション及びプレゼンテーションで実施する内容は【別紙３】のとおりとする。

ア）実施日時

令和９年１月７日（木）午後

イ）実施場所

鹿沼市役所２階　第２委員会室

ウ）結果通知

令和９年１月１４日（木）までに、審査会に参加した全ての事業者に文書及びメールで通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

3　結果の公表

審査の結果については、契約締結後、鹿沼市ホームページにて公表する。なお、事業者名は最終的に特定した事業候補者のみの公表とする。

4　評価項目及び評価基準

評価点の計算は、**配点×評価係数**とし、表のとおり定める。

評価基準の達成度	評価	評価係数
評価基準を達成し、かつ、大変優れている	極めて高い	A：1.0
評価基準を達成し、かつ、優れている	高い	B：0.8
評価基準を概ね満たしている	普通	C：0.6
評価基準を満たしていない	劣る	D：0.4

※　A～Dは、評価基準の達成度により総合的に判定する。

※　審査①のうち、№1 導入実績は事務局が実績により段階を判定し、№2 導入費用及び№3 運用保守費は事務局が見積額から得点を算定する（いずれも評価係数の対象外）。

（１）審査①（書類審査：100 点×審査員）

<table>
<tr><th>№</th><th>評価項目</th><th>主な評価基準</th><th>配点</th><th>審査対象</th></tr>
<tr><td>№1</td><td>導入実績</td><td>・自治体等への同種システム（ＰＯＳレジシステム・収納関連システム）の導入実績は十分であるか。
・【実績数の判定：事務局が判定】
導入した自治体（市・町・村・特別区）の数で判定する（令和３年１月以降に本稼働したもの。稼働予定は除く。）。同一自治体の複数拠点は１自治体として数える。国・都道府県の機関、警察、指定管理施設、財団・協会等は除く。全国の実績数、栃木県内の実績数及び指定納付受託業務の実績で判定する。
<table>
<tr><th>実績数（導入自治体数等）</th><th>係数</th></tr>
<tr><td>全国30以上かつ栃木県内３以上かつ指定納付受託業務の実績が 10 以上</td><td>A：1.0</td></tr>
<tr><td>全国20以上かつ栃木県内２以上かつ指定納付受託業務の実績が５以上</td><td>B：0.8</td></tr>
<tr><td>全国 10 以上かつ栃木県内１以上</td><td>C：0.6</td></tr>
<tr><td>上記未満</td><td>D：0.4</td></tr>
</table></td><td>10</td><td>提案書類</td></tr>
<tr><td>№2</td><td>導入費用</td><td>・基礎点（５点）＋競争点（５点）×（最安値額÷見積額）により算定する。
・上限額【19,500 千円】（消費税及び地方消費税を含む）を下回る提案額であった場合、基礎満点の５点を付与する。
・上限額を超える見積額は失格とする。
・得点は小数点第２位以下を切り捨てる。</td><td>10</td><td>見積書</td></tr>
<tr><td>№3</td><td>運用保守費（５年間）</td><td>・競争点（10 点）×（最安値額÷見積額）により算出する。
・５年間（令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで）の総額で比較する。
・上限額【16,000 千円】（消費税及び地方消費税を含む）を超える見積額は失格とする。
・得点は小数点第２位以下を切り捨てる。</td><td>10</td><td>見積書</td></tr>
</table>

【別紙２】

No.	評価項目	主な評価基準	配点	審査対象
No.4	業務実施方針	・業務目的を理解した実施方針であるか。 （１）市民の利便性の向上 （２）金額の誤入力及び違算の防止 （３）収納業務の効率化 （４）クラウドによる売上データ等の一元管理 （５）キャッシュレス決済の導入による納付手段の拡充及び指定納付受託者を通じた収納の一本化	10	提案書類
No.5	機器構成及び機能	・来庁者が使いやすい機器構成となっているか。 ・金額の２度打ちが生じない機器間連携、即時与信、訂正・取消・返金の仕組みがあるか。 ・レシートへの市章等の印字、自動釣銭機の一括投入・払出し・取り忘れ防止があるか。 ・品質マネジメントシステム（ＩＳＯ９００１）の認証を取得しているか。 ・ＰＯＳレジ端末、レシートプリンタ、自動釣銭機及び決済端末が一体として接続して稼働するか。	10	提案書類
No.6	収納管理・集計・帳票機能	・科目別・レジ別・決済区分別に、年・月・日・時間別の集計が見やすいものであるか。 ・訂正・取消・返金が集計に反映され、拠点横断の集計ができるか。 ・ＣＳＶ・Ｅｘｃｅｌ出力及びレシート・領収書・明細書の発行ができるか。	10	提案書類
No.7	指定納付受託及びキャッシュレス決済事務	・指定納付受託者（立替払い方式）となることが可能か。 ・締め日・納付日、立替金の内訳確認及び決済手数料の精算方法が仕様書どおりか。 ・決済サービス・ブランド数は豊富なものであるか。 ・決済手数料率（決済種別ごと）が具体的に示され、低廉であるか。 ・カード・電子マネー・コード決済の各ブランドに対応し、加盟店登録の代行等の提案があるか。	10	提案書類
No.8	導入・研修	・令和９年２月２８日までに設置・設定・研修を終える具体的日程と、遅延時の対応が示されているか。 ・搬入・設置の時期と窓口業務への影響への配慮が示されているか。 ・職員に対する操作研修の計画及び内容、操作マニュアルの提供は十分であるか。	10	提案書類
No.9	運用保守・情報セキュリティ体制	・障害対応（現地派遣、代替品、保守窓口の一本化）及びインシデントの報告体制が十分か。 ・迅速な保守対応が可能であるか。 ・停電や通信障害が発生した場合の業務継続策が十分であるか。	10	提案書類
No.10	独自提案	・提案者独自の技術をもとにした「市民の利便性向上」や「職員の業務効率向上」に資する提案がなされているか。	10	提案書類
		審査①　合計	**100**	

（２）審査②（デモンストレーション及びプレゼンテーション・ヒアリング：50 点×審査員）

No.	評価項目	主な評価基準	配点	審査対象
審査② No.1	システム機能の実演	・提案書類で示した機能が実際に稼働し、相違がないか。 ・商品選択から領収書発行、取消、釣銭取り忘れ、締め処理までの操作が円滑か。 ・自動釣銭機の一括投入・払出し・回収及び売上金の回収が確実か。 ・キャッシュレス決済で二度打ちがなく、承認番号を取得できるか。 ・窓口利用者の投入金額の誤認時に、その場で対応が可能であるか。	20	デモ・プレゼン
審査② No.2	機器構成・画面視認性	・画面構成が視認性に優れ、支払額・預り金・釣銭が一目で分かるか。 ・文字や科目、数字などの表示が適切な大きさで、確認しやすくカーソルを当てやすいか。 ・転倒・盗難などの危険性は少ないか。	10	デモ・プレゼン
審査② No.3	操作性・動作速度	・操作が容易で、訂正・取消・返金及び誤操作時の復帰が確実に行えるか。 ・物理ボタンの配置など入力時間を減らす工夫があるか。 ・高齢者や外国人なども戸惑わずに利用することができるか。 ・動作速度はスムーズで遅延はないか。	10	デモ・プレゼン
審査② No.4	プレゼンテーション全体の分かりやすさ	・質疑を含め、プレゼンテーション全体の内容が分かりやすく、信頼の置ける内容であったか。 ・提案者独自の提案内容について説明されていたか。	10	デモ・プレゼン
		審査②　合計	**50**	

（３）合計

審査①（100 点）＋審査②（50 点）＝150 点満点とする。総合点が同点の場合の取扱いは、実施要領９（３）による。

５　失格

次のいずれかに該当する場合は失格とし、評価の対象としない。詳細は実施要領９（４）及び１０（１）のとおり。

（１）仕様書に定める必須要件を満たさない場合（実施要領９（４）ただし書により軽微と認められた場合を除く。）

（２）提案上限額（導入費 19,500 千円、運用保守費 16,000 千円）を超える見積額を提示した場合

（３）その他、実施要領に定める失格要件に該当する場合